

《特別管理産業廃棄物 搬入に関する注意事項》

- 『厚手透明ビニール袋』で『二重梱包』梱包して下さい。
 - * ビニールの厚さ(内袋・外袋共):0.15mm以上。
 - * 『特別管理産業廃棄物』・『廃石綿等』と表示されている袋を内側に、透明の袋が外側になるよう梱包して下さい。
 - * 透明袋やビニールシート二重梱包の場合、『特別産業廃棄物』扱い(廃石綿等・アスベスト)であることを梱包物ごとに明示して下さい。
 - * ブルーシート・土嚢袋等、廃石綿の飛散防止に適さない材質での梱包は受入不可。

- 内袋・外袋共に袋の口をしっかりと閉じて下さい。
 - * インシュロック・ガムテープでそれぞれの袋の口を絞りしっかり止めてください。
※注意:内袋・外袋一緒に縛らないで下さい。
 - * 養生テープ・番線・紙製ガムテープ・^{ひもなど}紐等は投棄時に口が開いてしまう可能性がある為受入不可。
 - * 投棄時に袋の破損及び廃石綿等の飛散防止のため、余裕のある梱包をお願いします。

- 廃石綿等の形状により袋詰めできないものは厚手ビニールシート(厚 0.15 mm以上)で巻き、シートの継ぎ目を布製ガムテープしっかりと、塞いで下さい。
 - * 廃石綿等の飛散防止に適さない材質(ブルーシート等)での梱包は受入不可。

- 搬入時の特別管理産業廃棄物が下記の状態の場合、受入を中止させていただく事がございますので予めご了承ください。
 - ・搬入時に袋が破損している場合。
 - ・投棄時に袋が破損してしまうおそれがある場合。
 - ・投棄時に袋の口が開いてしまう、シートの繋ぎ目がはがれてしまうおそれがある場合。

- 特別管理産業廃棄物(廃石綿等)に関して埋立による圧縮の関係上、当社規定の固型物扱い処分料金がございました。検量員又は事務員にお問合せください。

以上、特別管理産業廃棄物に関する注意事項のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 30 年 4 月 1 日改定